

自己点検チェックシート等の改訂について

2025年10月

1. 改訂の趣旨

- 「自己点検チェックの取組み」は、本協会の代理店業務品質評価制度において、代理店の体制整備をサポートするとともに、代理店と保険会社との対話のツールとして活用されることで保険会社による代理店指導等を補完する重要な取組みと位置づけている。
- 本協会は、毎年度、「自己点検チェックシート」を作成して代理店に提供することとしており、2025度のトライアル期間中の状況等を踏まえた改訂検討に向けて本年7月から8月にかけて「自己点検チェックシート等の改訂」に関する[意見公募](#)を実施した。
- 今般、上記の意見公募の結果の概要等を取りまとめたほか、これを踏まえ、「自己点検チェックシート(2026年度版)」の作成に向けて具体的な改訂内容を整理したので、本内容に関して、改めて意見公募を実施する。

※この意見公募は、前回同様、本協会ホームページの「協会からのお知らせ」に掲載する方式により実施する。

2. 改訂の骨子

(1) 自己点検チェック項目の見直し

- ① 自賠責のみ取扱代理店について、チェック項目の削減等による負担軽減を行う。
- ② 網羅性の観点から、銀行窓販の弊害防止措置に関するチェック項目を追加する。
- ③ その他所要の手当てを行う。

(2) 自己点検チェックシートの利便性向上 ※具体的内容は後日公表

- ① チェックシートのレイアウト改善(視認性および操作性の向上)
- ② 回答選択肢の見直し(「はい」「いいえ」「対象外」の判断がつかない場合を想定)
- ③ 基礎情報入力項目の見直し(保険業法改正対応、点検実施日の追加等)

(3) 運用の明確化および解説の拡充 ※2026年2月頃公開予定

「『自己点検チェックの取組み』の手引き」を改訂して内容を拡充するほか、本協会ホームページ専用サイトに新たに「よくある質問(FAQ)」を掲載する。

- その他、意見公募で寄せられた意見を踏まえ、自己点検チェックシート等の改訂とは別に、以下の対応を実施する方向で検討を進める。

- ◆ 代理店における好取組事例等の情報公開

代理店および保険会社の取組みの参考として、また、広く消費者が代理店の活動を理解することができるよう、適切に情報公開を行う。

- ◆ 制度の理解促進および定着に向けた周知取組み

代理店および保険会社が共通理解を持って取組み推進する環境を整備するため、周知ツールの作成や情報発信を行う。

- ◆ 自己点検チェックの取組み等に関する継続的な意見受付

代理店および保険会社の声を自己点検チェックの取組みの改善検討に活かすため、継続的な意見受付(アンケート実施等)を行う。

「自己点検チェックシート」の一部改訂について

<チェックシート全体の改訂>

- 自賠償のみ取扱代理店について、チェック項目の削減等による負担軽減を実施
- 回答選択肢の見直し(「はい」「いいえ」「対象外」の判断がつかない場合を想定)
- Excel と互換性のあるアプリケーションを使用する際の操作性向上を目的として、回答選択方法について、ラジオボタン式からプルダウン式に変更
- その他、視認性向上等を目的としたレイアウト改善

<各チェックシートの改訂>

		(下線部改正箇所)
現 行	改 訂 案	備 考
【基礎情報入力シート】		
No15 <u>事業年度中の</u>損害保険にかかる手数料収入等の合計額 <説明> (新設) 主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている代理店(「別個登録を有する代理店」)においては、法人単位(本店と別個に登録されている代理店を合算)の手数料等の総額を<u>入力</u>してください。	No15 損害保険にかかる手数料収入等の合計額 <説明> <u>・直近の事業年度末時点における合計額を選択してください。</u> <u>・主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている代理店(「別個登録を有する代理店」)においては、法人単位(本店と別個に登録されている代理店を合算)の手数料等の総額を選択してください。</u>	・誤字の修正 ・入力欄の変更(プルダウン式)に伴う修正
No23 法令等遵守責任者 <u><役職・役割等></u> (新設) (新設)	No23 法令等遵守責任者 <u><所属する営業所の名称></u> <u><募集人ID></u> <u>複数名の場合の入力欄</u>	・保険業法改正を踏まえた修正 ・入力欄の追加
(新設)	<u>No● 点検実施日</u> <u>No● 銀行等代理店の該当有無</u> <u>No● 法令等遵守統括責任者</u> <u>No● 特定大規模損害保険代理店の該当有無</u> <u>No● 兼業特定保険募集人の該当有無</u>	・項目の追加(項目番号は後日公表) ・保険業法改正を踏まえた追加

現 行	改 訂 案	備 考
【回答シート】		
No2025-001 (1)法令等遵守・顧客本位の業務運営・顧客最善利益義務 <目的> 法令等を遵守し、「顧客本位の業務運営」および「顧客最善利益義務」を遂行することで、健全かつ適正な保険募集等を行い、顧客からの信頼が得られる態勢を整備する。 <主な着眼点> 代理店とその役員、従業員が携わる業務全般の遂行において、法令等を遵守し、誠実に「顧客本位の業務運営」・「顧客最善利益義務」を遂行しているか。	No2025-001 (1)法令等遵守・顧客本位の業務運営・顧客最善利益勘案義務 <目的> 法令等を遵守し、「顧客本位の業務運営」および「顧客最善利益勘案義務」を遂行することで、健全かつ適正な保険募集等を行い、顧客からの信頼が得られる態勢を整備する。 <主な着眼点> 代理店とその役員、従業員が携わる業務全般の遂行において、法令等を遵守し、誠実に「顧客本位の業務運営」・「顧客最善利益勘案義務」を遂行しているか。	・字句の修正
No2025-002 (2)意向把握・確認義務 ①意向把握・意向確認 <目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な商品選択を確保する。 <設問> ③契約後の顧客との接点を通じ、契約内容が意向と合致しているか、意向に変化がないか等を確認し、必要な商品・サービスを提案する取組みを行っている。	No2025-002 (2)意向把握・確認義務 ①意向把握・意向確認 <目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な商品選択の機会を確保する。 <設問> ③商品の特性に応じて、契約後の顧客との接点を通じ、契約内容が意向と合致しているか、意向に変化がないか等を確認し、必要な商品・サービスを提案する取組みを行っている。	・誤字の修正 ・明確化のため修正
No2025-003 (2)意向把握・確認義務 ②補償重複の防止 <目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な商品選択を確保する。	No2025-003 (2)意向把握・確認義務 ②補償重複の防止 <目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な商品選択の機会を確保する。	・誤字の修正

現 行	改 訂 案	備 考
No2025-004 (2)意向把握・確認義務 ③契約締結時の同意記録 <目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な商品選択を確保する。	No2025-004 (2)意向把握・確認義務 ③契約締結時の同意記録 <目的> 顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な商品選択の機会を確保する。	・誤字の修正
No2025- 006 (3)情報提供義務 ②重要事項説明 <設問> ②契約締結前に「契約概要」および「注意喚起情報」を記載した「重要事項説明書」等を顧客に交付し、少なくとも以下の3項目を口頭にて説明している。 (略)	No2025- 006 (3)情報提供義務 ②重要事項説明 <設問> ②契約締結前に「契約概要」および「注意喚起情報」を記載した「重要事項説明書」等を顧客に交付し、少なくとも以下の3項目を口頭(※)にて説明している。 ※非対面募集の場合は、保険会社の定めたルールに則した対応を行っている。 (略)	・明確化のため修正
No2025-009 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ②保険料の取扱い <設問> ①保険契約の締結と同時に(分割払保険料については払込期日までに)、保険料の全額を現金、小切手または振込により領収する場合、所属保険会社の規定等に従って適切に取り扱っている。また、正当な理由なく以下の行為を行っていない。 (略) ・保険料の振替口座を保険契約者以外の名義の口座とする。	No2025-009 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ②保険料の取扱い <設問> ①保険契約の締結と同時に保険料の全額を現金、小切手または振込により領収する場合(分割払保険料については払込期日までに領収する場合を含む)、所属保険会社の規定等に従って適切に取り扱っている。また、正当な理由がない限り以下の不適切な取扱いを行っていない。 (略) ・保険料の振替口座を、保険契約者本人名義(または所属保険会社の規定等で定める名義)以外の口座とする。	・字句の修正
No2025-012 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑤不適切な便宜供与の禁止 <目的>	No2025-012 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑤過度の便宜供与の禁止 <目的>	・保険業法改正を踏まえた修正

現 行	改 訂 案	備 考
顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な商品選択を確保する。 <設問> ① (略) 【行為類型と具体例】 ※例示であり、下記に限定されない。 ●保険会社に物品等の購入・賃借を求める<u>こと</u> (略) (新設) <u>②所属保険会社の社員に実質的な保険募集を行わせる行為を行っていない。(いわゆる社員代行)</u> <u>【具体例】</u> <u>※いずれも特殊契約は除く。</u> <u>・見積もり・契約申込書の作成</u> <u>・契約の計上</u> <u>③～⑤(略)</u>	顧客がどのような補償内容を望んでいるか等、顧客の意向・情報を把握し、顧客の意向に基づいた適切な商品選択の<u>機会</u>を確保する。 <設問> ① (略) 【行為類型と具体例】 ※例示であり、下記に限定されない。 ●保険会社に物品等の購入・賃借を求める (略) ●<u>保険会社社員に実質的な保険募集を行わせる(いわゆる社員代行)</u> <u>※いずれも保険代理店において保険料試算や契約計上を行えない保険種類は除く。</u> <u>・保険料試算・契約申込書の作成</u> <u>・契約の計上</u> (削除) <u>②～④(略)</u>	・誤字の修正 ・字句の修正 ・設問②からの移管 ・設問①に移設
No2025-013 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑥利益相反管理 <目的> 保険金関連事業(※)など、他業との間に利益相反が生じ得る兼業代理店において、自らの利益を得るために保険会社に対して過剰な修理費等を請求するといった行為や、<u>代理店が</u>紹介料を受領する行為により、顧客の利益が害されることを防止する。 (略)	No2025-013 (4)募集時の禁止行為・著しく不適当な行為 ⑥利益相反管理 <目的> 保険金関連事業(※)など、他業との間に利益相反が生じ得る兼業代理店<u>や紹介料を受領するケースがある代理店</u>において、自らの利益を得るために保険会社に対して過剰な修理費等を請求するといった行為や、紹介料を受領する行為により、顧客の利益が害されることを防止する。 (略)	・字句の修正

現 行	改 訂 案	備 考
No2025-019 (7)顧客の利便性向上に向けた態勢整備状況 <設問> ①対面・非対面募集の選択肢を顧客に説明し、要望に応じて対応している。	No2025-019 (7)顧客の利便性向上に向けた態勢整備状況 <設問> ①対面・非対面募集の選択肢を顧客に説明し、要望に応じて対応している。 <u>※非対面募集を前提とした保険商品を除く。</u>	・明確化のため修正
No2025-030 (2)個人情報保護に係るシステム面の整備 <確認資料例> ◆システム仕様書等 ◆セキュリティ対策の実施がわかる資料 ◆自社業務利用機器等に関する運用ルールがわかる資料(社内規則等)	No2025-030 (2)個人情報保護に係るシステム面の整備 <確認資料例> ◆システム仕様書等 ◆セキュリティ対策の実施がわかる資料 ◆自社業務利用機器等に関する運用ルールがわかる資料(社内規則等)	・字句の修正
No2025-031 (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ①適切な業務(会社)運営 <設問> ②決算報告書(B/S、P/L、株主資本等変動計算書、個別注記表)を作成している。 <確認資料例> ◆自己点検実施日から3か月以内の登記資料(履歴事項全部証明書等) ◆自己点検実施日直近年度の決算報告書(B/S・P/L・株主資本等変動計算書・個別注記表)	No2025-031 (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ①適切な業務(会社)運営 <設問> ②決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)を作成している。 <確認資料例> ◆自己点検実施日から3か月以内の登記資料(履歴事項全部証明書等) ◆自己点検実施日直近年度の決算報告書(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表)	・字句の修正 ・字句の修正

現 行	改 訂 案	備 考
(新設)	<u>No2025-039</u> <u><区分></u> <u>4. ガバナンス</u> <u><点検項目></u> <u>銀行等による保険募集に係る弊害防止措置</u> <u><目的></u> <u>顧客からの信頼を得られる適切なコーポレートガバナンス態勢を整備する。</u> <u><評価指針></u> <u>Ⅱ－2－4－1－9</u> <u><主な着眼点></u> <u>法令等に基づき、銀行等による保険募集に係る弊害防止措置を適切に講じているか。</u> <u><確認資料等></u> <u>保険募集指針の他、弊害防止措置の実施状況がわかる資料</u> <u><設問></u> <u>①法令等に基づき、以下の弊害防止措置に関する体制整備を講じているか。</u> <u>・保険募集指針の策定・公表</u> <u>・法令等遵守統括責任者・法令等遵守責任者の任命・配置</u> <u>・融資担当者分離規制</u> <u>②法令等に基づき、以下の弊害防止措置を講じているか。</u> <u>・非公開情報保護措置</u> <u>・影響遮断措置の事前説明義務</u> <u>・事業性融資の貸出先法人の代表者等への募集制限(いわゆる「保険募集制限先規制」)</u> <u>・融資申込み期間中の保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)</u> <u>・潜脱行為の禁止、グループ会社等間を通じた潜脱行為の禁止(いわゆる「知りながら規制」)</u> <u>・優越的地位の不当利用禁止</u> <u>・預金等との誤認防止</u>	

現 行	改 訂 案	備 考
<u>No2025-039</u> (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑨共同募集を行っている場合の対応 <設問> ①共同募集時の業務範囲を規定し、共同募集先と締結した契約書や覚書に定められた業務の範囲で募集が行われていること、募集時に契約者に対し共同募集であることが適切に説明されているか等を確認している。 (略) ※この設問における共同募集とは、複数の募集人が保険募集を共同して行う行為のことをさす。	<u>No2025-040</u> (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑨共同募集を行っている場合の対応 <設問> ①<u>所属保険会社の規定等に従い</u>、共同募集時の業務範囲を規定し、共同募集先と締結した契約書や覚書に定められた業務の範囲で募集が行われていること、募集時に契約者に対し共同募集であることが適切に説明されているか等を確認している。 (略) ※この設問における共同募集とは、複数の<u>代理店</u>・募集人が保険募集を共同して行う行為のことをさす。	・明確化のため修正 ・字句の修正
<u>No2025-040～No2025-041(略)</u>	<u>No2025-041～No2025-042(略)</u>	
<u>No2025-042</u> (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑫テレマーケティングを行っている場合の対応 <設問> ①トラブルの未然防止や早期発見に資する取組みとして、以下の点を踏まえて、体制を整備し、適正に運用している。 (略)	<u>No2025-043</u> (1)コーポレートガバナンスに関する態勢整備 ⑫テレマーケティングを行っている場合の対応 <設問> ①<u>ダイレクトマーケティングとして電話等を用いて新規の保険募集・加入勧奨を反復継続して行っている場合</u>、トラブルの未然防止や早期発見に資する取組みとして、以下の点を踏まえて、体制を整備し、適正に運用している。 (略)	・明確化のため修正
<u>No2025-045</u> (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ③募集人届出 <設問> ③代表権を有する役員が、<u>代表権を有する</u>役員退任後も引き続き保険募集を行う場合、募集人届出を行っている。	<u>No2025-046</u> (2)コンプライアンス推進に係る態勢整備 ③募集人届出 <設問> ③代表権を有する役員が、役員退任後も引き続き保険募集を行う場合、募集人届出を行っている。	・字句の修正
<u>No2025-046～No2025-047(略)</u>	<u>No2025-047～No2025-048(略)</u>	

以 上